

2022年10月25日

厚生労働委員

三ッ林 裕巳 様

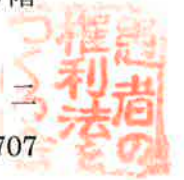
〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号

メディカルセンタービル九大病院前6階

患者の権利法をつくる会

事務局長 小林 洋二

TEL092-641-2150/FAX092-641-5707



## 旅館業法改正案に関する意見書

私たち「患者の権利法をつくる会」は、医療の諸分野における患者の権利の確立及び患者の権利の法制化を目的として、1991年10月に結成された市民団体です。現在、患者の権利保障を中心とする医療基本法の制定を求めて活動しています。

今国会に提出されている「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」（以下、単に「旅館業法改正案」と表記します）について、以下のとおり、意見を述べます。

### 意見の趣旨

旅館業法第5条所定の宿泊拒否事由を拡大することについて、強く反対します。

## 意見の理由

現行の旅館業法第5条は、病気の関係で宿泊を拒否できる場合を、「伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」（第1号）に限定しています。

今回の旅館業法改正案は、その第5条第1号を、「特定感染症の患者等であるとき」（感染症法上の1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症）と改める一方、「特定感染症国内発生期間」（法4条の2第2項）においては、旅館業者等は、「特定感染症の症状を呈している者その他政令で定めるもの」に対して、医師の診断の結果その他特定感染症の患者であるかどうかを確認するための事項の報告を求めることができる（同条第1項1号）としたうえで、これを正当な理由なく拒否した場合には、宿泊を拒否できるとするものです（法第5条2号）。また、それ以外の者、つまりなんら特定感染症の症状を呈していない者に対しても、旅館業者は、体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認を求めることができる（法第5条第1項3号）としたうえで、これを正当な理由なく拒否した場合には、宿泊を拒否できるとしています（法第5条2号）。

本来、法5条は、宿泊を必要とする者に宿泊場所を提供する（野宿、行き倒れ防止）という観点から、宿泊施設の公共性に鑑み、旅館業者に対し宿泊施設に宿泊させる義務を課すことにより、一次的に宿泊客の身体や生命の安全を確保し、ひいては移動の自由を担保する（憲法第13条、第22条）という重要な意義を有するものです。宿泊できるかどうかは、宿泊者の身体・生命に直接

関わるものであり、その例外としての宿泊拒否を可能とする事由は極めて限定される必要があります。

それにもかかわらず、今回の改正は、宿泊拒否事由の大幅な拡大であり、病気またはその疑いを理由として、移動の自由を過剰に制限するものとなっています。

例えば、今回の改正の契機となった新型コロナ感染症をみても、その症状は、発熱、咳など、ごく非特異的なものです。そのような非特異的な症状を有しているだけで、医師の診断を受けるよう求められ、それに応じなければ宿泊を拒否されるとなれば、多くの場合、旅行の目的を達することは極めて困難になります。

また、旅先で特定感染症を発症し、宿泊を拒否された客はどこに滞在することになるのか、旅館業法にはなんの手当もありません。特定感染症を発症した患者が、居室内での静養を得られず野外等で一夜を過ごすことになれば、感染症をさらに悪化させるという非人道的な事態も起こり得ます。

これら以外にも、今回の旅館業法改正にはさまざまな問題点を指摘することができますが、最も根本的な問題は、今回の旅館業法の改正が、感染症患者を、感染症を蔓延させる危険な存在であり、宿泊拒否という不利益を課されてもやむを得ないものと位置づけるところにあります。

我が国には、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという歴史があります（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律前文）。しかも、これらの差別・偏見は、らい予防法、エイズ予防法という法律によって作出・助長されたものでした。

らい予防法及びそれに基づくハンセン病政策の違憲性が明らかになり、国の責任が認められた後においても、ハンセン病患者・元患者らに対する宿泊拒否という人権侵害事件が発生しました（黒川温泉事件）。また、新型コロナ感染症に関わっても、数知れない差別事件が報告されています。感染症を理由とする差別・偏見の解消は、未だに大きな課題となっています。

今回の旅館業法の改正は、感染症の患者やその疑いのある者の旅行先における差別的取り扱いを法律上正当化するものであり、感染症の患者やその疑いのある者に対する差別・偏見を助長するものです。今回の改正案のうち、宿泊拒否事由を拡大する部分については削除されるべきものと考えます。

今回の旅館業法改正にあたっては、既に、ハンセン病患者・元患者の団体や障害者団体などさまざまな団体から反対が表明されています。国会議員のみならずにおかれましては、これらの反対意見を真摯に受け止め、宿泊拒否事由の拡大に徹底的に反対していただくようお願いする次第です。

以上